

令和3年1月12日

学 生 各 位

理事・副学長（学生担当）
村 中 孝 史

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための注意喚起

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国的に増加しており、感染の拡大が止まらない状況です。1月7日には、政府により首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に対して緊急事態宣言が発出され、京阪神地域においても急激に拡大していることから、京都府、大阪府、兵庫県の各知事から、政府に対し、首都圏に続き新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言発令の要請がなされ、京都府においては「京都府感染拡大警報」が発出されました。

これらに伴い本学においても、1月12日付で「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドラインについて（第3版）」が定める活動制限レベルを令和3年1月12日から当面2月7日までを目途に、レベル1からレベル2（一）に引き上げることとなりました。

学生のみなさんにおかれては、主に以下の点について注意し、改めて感染拡大防止のための行動を徹底してください。特に総長のメッセージにありますとおり、引き続き、自身が感染しないため、他者に感染させないための行動をお願いします。

なお、体調が少しでも悪いという場合は、居住する地域の保健所に相談するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合や濃厚接触者となった場合、同居者が濃厚接触者となった場合は、速やかに所属する学部・研究科等に連絡をするようお願いします。

また、本学学生総合支援センターカウンセリングルームや各学部・研究科の相談窓口では、学生のみなさんの様々な悩みに関する相談に応じております。悩みや不安に感じていること等がありましたらお問合せください。

記

- ・緊急事態宣言対象地域への不要不急の移動を自粛すること
- ・不要不急の外出は自粛すること。特に20時以降の不要不急の外出を自粛すること
- ・飲食を伴う多人数による会合（ホームパーティー含む）を厳に慎むこと
- ・『感染リスクが高まる「5つの場面」』（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）に注意すること

【参考】

- ・京都大学ホームページ「新型コロナウイルスへの対応」
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus>
課外活動の自粛要請について（第5版）
<https://www-app.pr.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/kagai-jishuku-210112-a658193231d1bddd46e0583d7797e07b.pdf>
- ・課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第5版）
<https://www-app.pr.kyoto-u.ac.jp/sites/default/files/inline-files/yobou-manual-210112-e31e6ed55d6b09b594dbeb50e15ec97c.pdf>

- ・ 京都大学学生総合支援センターカウンセリングルーム
<https://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/counsel/>
- ・ 内閣官房 感染リスクが高まる「5つの場面」
<https://corona.go.jp/proposal/>
- ・ 厚生労働省 COCOA
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- ・ 京都府「新型コロナウイルス感染症に関連する情報について」
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>
- ・ 京都府「新型コロナウイルス感染症の相談・受診・検査体制」
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/soudan.html>